

購入時負担方式における資金管理法からの支払い

国立環境研究所 田崎智宏

前回（第30回合同会合、平成26年5月30日）の議論では、排出時負担方式、将来充当方式と当期充当方式の三種類の費用回収方式について議論がされた。現行方式でない方式を検討・比較するにあたっては、リサイクルプラント以外の廃棄物処理業者等（以下、「当該事業者」）により処理が行われた場合の支払いについての関係者の理解やさらなる議論が望まれる。そこで本参考資料では、前回の会合で当方が発言・提示した5つの方式案を改めて説明する。

1) 当該事業者に徴収した料金を渡さない方式

当該事業者への回収ルートの使用済み家電製品や金銭の流れの構造は現行方式と変わらない。他方、メーカールートへ回収された分の再商品化等の費用を全消費者から賄うため、料金低減化の効果はある。

2) リサイクルを実施した当該事業者全てに、徴収した料金と同額を支払う方式

フロン適正処理など、適正なリサイクルを行っていない事業者の存在が懸念されていることを考えると、この方式は選択されるべきではないだろう。

3) メーカーと同様の基準で適正処理・リサイクルを行っている当該事業者のみに、徴収した料金と同額を支払う方式

支払いを受けるための条件（認定基準等として設定することが考えられる。）が満たされる必要がある。また、当該事業者には、メーカー等に課せられている報告義務と同様の再商品化量等の報告が求められる。

4) 方式3から家電リサイクル券などにかけている費用等を差し引く方式

当該事業者への回収ルートでは、小売業者を介さないため、家電リサイクル券を使わずに使用済み家電が回収される。したがって、家電リサイクル券や二次物流に費やされる費用分を支払う必要はないと考え、一部費用を差し引いた額を支払う方式。

差額により生じる余剰金は、メーカーが行う環境配慮設計等の技術開発や、適正にリサイクル・処理されるルートへの回収率向上の各種方策にあてることが考えられる。余剰分を消費者に返却することも想定されるが、手間がかかりすぎるだろう。差額を前年度等の実績から予測して購入時に消費者から徴収する料金額を調整して、差額が大きくなりすぎないようにすることもできる。

5) 当該事業者における適正処理に係る費用のみを支払う方式

当該事業者は、資源売却等の利益を狙ってリサイクルに参入するのであるから、リサイクルの費用を消費者から徴収した額から支払うべきかについてはそもそも議論の余地がある。自動車リサイクル法と同じ発想で、フロンの処理など、適正処理の確保が必要な事項のみに当該事業者に必要な金額を支払うという方式も想定できる。回収されたフロンの引き換えに支払いを行うことで、フロンの適正な回収・破壊がより確実になると考えられる。

以上